

会費納入規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条に基づき会員の会費納入についての必要事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 10,000円
- (2) 賛助会員(A会員) 年額 二口以上 (一口 10,000円)
- (3) 賛助会員(B会員) 年額 一口 (一口 10,000円)

(納入期)

第3条 会費は、財務部へ納入するものとし、納入期限は当該年度の4月末日とする。

- 2 新入会員は、入会手続きと同時に当該年度の会費を納入するものとする。
- 3 会費は年度毎に清算を行うものとして、退会、休会を希望する当該年度を含め、会員であった期間の会費納入を全て行った上で、退会、休会手続きを行うこととする。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の議決を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1、この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2、平成20年4月1日改定
- 3、平成21年3月8日改定
- 4、平成25年7月6日改定